〈介護保険給付対象サービスの利用料金〉

認知症対応型通所介護(日額)※介護保険負担割合証による負担割合が1割の場合

種別	利用時間	要介護度	1回の利用料	自己負担額
	3 時間以上 ~ 4 時間未満	要介護 1	5, 430 円	543 円
		要介護 2	5, 970 円	597 円
		要介護3	6, 530 円	653 円
		要介護 4	7, 080 円	708 円
		要介護 5	7, 620 円	762 円
	4 時間以上 ~ 5 時間未満	要介護 1	5, 690 円	569 円
		要介護 2	6, 260 円	626 円
		要介護3	6,840円	684 円
		要介護 4	7, 410 円	741 円
		要介護 5	7, 990 円	799 円
	5時間以上 ~6時間未満	要介護 1	8, 580 円	858 円
		要介護 2	9, 500 円	950 円
認		要介護3	10,400円	1, 040 円
		要介護 4	11, 320 円	1, 132 円
症		要介護 5	12, 250 円	1, 225 円
対	6時間以上 ~7時間未満	要介護 1	8,800円	880 円
認知症対応型		要介護 2	9, 740 円	974 円
		要介護3	10,660円	1, 066 円
		要介護 4	11,610円	1, 161 円
		要介護 5	12,560円	1, 256 円
	7時間以上 ~8時間未満	要介護 1	9, 940 円	994 円
		要介護 2	11,020円	1, 102 円
		要介護3	12, 100 円	1, 210 円
		要介護 4	13, 190 円	1, 319 円
		要介護 5	14, 270 円	1, 427 円
	8時間以上 ~9時間未満	要介護 1	10, 260 円	1, 026 円
		要介護 2	11, 370 円	1, 137 円
		要介護3	12, 480 円	1, 248 円
		要介護 4	13, 620 円	1, 362 円
		要介護 5	14, 720 円	1, 472 円
加算	入浴介助加算 1		400 円	40 円
	科学的介護推進体制加算 (注:月額)		400 円	40 円
	サービス提供体制強化加算 I		220 円	22 円
	介護職員等処遇改善加算			所定単位の 18.1%

〈介護予防給付対象サービスの利用料金〉

介護予防認知症対応型通所介護(日額)※介護保険負担割合証による負担割合が1割の場合

種別	利用時間	要介護度	1回の利用料	自己負担額
予防認知症対応型	3 時間以上	要支援 1	4, 750 円	475 円
	~4時間未満	要支援 2	5, 260 円	526 円
	4時間以上 ~5時間未満	要支援 1	4, 970 円	497 円
		要支援 2	5, 510 円	551 円
	5時間以上 ~6時間未満	要支援 1	7, 410 円	741 円
		要支援 2	8, 280 円	828 円
	6時間以上 ~7時間未満	要支援 1	7, 600 円	760 円
		要支援2	8, 510 円	851 円
	7時間以上 ~8時間未満	要支援 1	8, 610 円	861 円
		要支援 2	9,610円	961 円
	8 時間以上	要支援1	8,880円	888 円
	~9時間未満	要支援 2	9, 910 円	991 円
加算	入浴介助加算 I		400 円	40 円
	科学的介護推進体制加算(注:月額)		400 円	40 円
	サービス提供体制強化加算I		220 円	22 円
	介護職員等処遇改善加算			所定単位の 18.1%

入浴介助加算 I …入浴サービスを実施した場合に加算

科学的介護推進体制加算…科学的に効果が裏付けされた自立支援に資するサービス提供を目的 として、利用者の身体状況を国へデータ提出する共にそれを活用した サービス提供を実施する場合に加算

サービス提供体制強化加算…サービスを直接提供する者の職員のうち、勤続年数 10 年以上の者の占める割合が 25%を超える場合に加算

介護職員等処遇改善加算……介護職員の処遇改善として加算

上記の自己負担額につきましては、保険者が発行する「介護保険負担割合証」及び「給付額の減額措置」に記載の負担割合により計算いたします。

〈介護保険給付対象外サービス〉

○交通費

通常の事業実施地域以外へのサービスを提供した場合、1km当り100円で積算した額を交通費として頂く場合があります。

○食材料費

ご利用者に食事の提供するためにかかる費用です。

1回につき 650 円 (昼食代・おやつ代)

※キャンセル料について

通所予定日の当日にお休みのご連絡をいただいた場合、650円のキャンセル料 をいただきます。

○その他

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者様に負担頂くことが適切であるものにかかる費用をいただきます。

※ 上記のサービス利用料について、市町村の発行する「社会福祉法人等減免対象確認証」の 発行を受けている利用者に対し、独自に利用者負担減免措置を実施しています。

前記、保険給付対象外サービスの利用料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう1ヵ月前までにご説明します。

これらの料金・費用は、1ヵ月ごとに計算してご請求し、ご利用の翌月27日(土日の場合は翌営業日)にご指定の口座から自動引落としによるお支払いとなります。